

平成15年 6月27日

株 主 各 位

広島県福山市王子町一丁目3番5号

青山商事株式会社

代表取締役社長 宮 前 省 三

第39回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第39回定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第39期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告について

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第39期利益処分案承認について

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき35円と決定いたしました。

第2号議案 自己株式取得について

本件は、原案どおり承認可決され、次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式200万株、取得価額の総額40億円を限度として取得することを決定いたしました。

第3号議案 定款一部変更について

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の具体的内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 <条文省略></p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 当会社の株主名簿及び実質株主名簿(以下、株主名簿等という)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行並びに単元未満株式の買取り等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当会社の株券の種類、株券の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行並びに単元未満株式の買取りその他株式に関する諸手続及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p><新設></p>	<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 <現行どおり></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 当会社の株主名簿及び実質株主名簿(以下、株主名簿等という)並びに<u>株券喪失登録簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行並びに単元未満株式の買取り及び買増し、<u>株券喪失登録</u>等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当会社の株券の種類、株券の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行並びに単元未満株式の買取り及び買増し、<u>株券喪失登録</u>、その他株式に関する諸手続及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第9条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求(以下、買増請求という。)</u>することができる。</p> <p><u>ただし、買増請求があるときに、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していない場合はこの限りではない。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎営業年度末の株主名簿等に記載又は記録された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>第10条～第11条 <条文省略></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 <条文省略> <新設></p> <p>第13条～第31条 <以下第31条までの条文記載省略></p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎営業年度末の株主名簿等に記載又は記録された株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>第11条～第12条 <現行どおり></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 <現行どおり></p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第14条～第32条 <以下順次条数を繰り下げ、条文は現行どおり></p>

第4号議案 取締役14名選任について

本件は、原案どおり青山五郎、青山睦雄、宮前省三、宮前洋昭、青山 理、真野耕史、金生嘉夫、宮川道信、三村則夫、橋弥良一、原田二郎、川本健三、藤原弘太郎、宮武真人の14名が選任されそれぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役1名選任について

本件は、原案どおり遠藤幸辰氏が選任され就任いたしました。

第6号議案 当社従業員に対しストックオプションとしての新株予約権の発行について

本件は、原案どおり承認可決され、商法第280条ノ20及び同280条ノ21の規定に基づき当社従業員に対し、特に有利な条件で新株予約権を発行することを決定いたしました。

以 上

おって、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役及び役付取締役が次のとおり選任されそれぞれ就任いたしました。

代表取締役会長	青山 五郎	専務取締役	青山 理
代表取締役副会長	青山 睦雄	常務取締役	真野 耕史
代表取締役社長	宮前 省三		
代表取締役副社長	宮前 洋昭		

また、監査役に選任された遠藤幸辰氏は、本総会終了後、監査役の互選により常任監査役（常勤）に選任され就任いたしました。これにより、平成15年6月27日現在の監査役は、次のとおりとなりました。

常任監査役(常勤)	遠藤 幸辰	監査役	藤村 義博※
監査役(常勤)	新浜 英明※	監査役	内林 誠之※

(注) ※は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

お知らせ

1. 第39期利益配当金のお支払いについて

第39期利益配当金は、1株につき35円でございます。

平成15年6月30日から次のとおりお支払いいたします。

- (1) 振込による配当金のお受け取りをご指定いただいている方には、「利益配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封いたしましたので、内容をご確認ください。
- (2) 振込による配当金のお受け取りをご指定されていない方は、平成15年6月30日から平成15年7月31日までの間に、同封の「郵便振替支払通知書」により、最寄りの郵便局においてお受け取りください。

なお、お受け取りの際は、「郵便振替支払通知書」裏面のご注意書をご覧ください。

- (注) 振込による配当金のお受け取りは、銀行等の預金口座への振込に加え、昨年より郵便貯金口座（通常貯金）への振込も可能となっておりますので、お知らせ申し上げます。

振込による配当金のお受け取りをご希望の場合は、同封の「配当金振込指定書」に必要事項をご記入いただき、お届出印をご押印のうえ、住友信託銀行株式会社 証券代行部宛ご提出ください。

なお、ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

記

電話照会先：住友信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-176-417

2. 決算公告の電子化について

当社の決算公告はホームページに掲載しておりますのでお知らせいたします。

当社の決算公告が掲載されているホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.aoyama-syouji.co.jp>

3. 単元未満株式の買増請求について

商法改正により単元未満株式買増制度が創設されました。当社は、定款変更を行い、単元未満株式をご所有の株主様が、単元株式（100株）までの不足分を買増請求して、単元株式とすることが出来るようにいたしましたので、お知らせいたします。

ご請求手続きは、下記電話照会先にお問い合わせください。

株券保管振替制度をご利用される場合は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

なお、単元未満株式の買取請求につきましては、従来どおりお取扱いいたしておりますので、下記電話照会先へお問い合わせください。

記

- | | |
|---------------|--|
| (1) 買増請求の受付開始 | 平成15年6月30日（月曜日） |
| (2) 買増請求の受付場所 | 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 郵便物送付先 | 〒183-8701
東京都府中市日鋼町1番10
住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 電話照会先 | フリーダイヤル
0120-176-417 |

以 上

